

第2回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（浅井委員）

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第1、第2号議案「芦屋市奨学金給付規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

変更が3点ありましたね。一番最後の部分に関しては、わかりやすいですね。6月というのを教育委員会が指定できるということですね。

管 理 課 長) 1つ目は併給不可です。県の奨学金を受給をすれば芦屋市の奨学金は受けられないという対象者が若干出てくることです。今までは県では、兄と姉がいればその方たちが第1子なので、第2子というのは高校に行っている方か、あるいは就学されていないが扶養されている兄・姉がいる場合で、戸籍上で大体第2子とカウントされる方に支給されてきました。今回は、本当は第1子であっても学校に行っていない扶養されている弟・妹がいる場合にも、第1子で高校に行っている方は第2子のお金をもらえるという制度改正がございました。

教 育 長) 根本的な考えとして、県が給付するから、その分は芦屋市は総枠としては増やさないということですね。

管 理 課 長) そうです。

教 育 長) 金額は今まで芦屋市の奨学金は年額6万円だけれども、県が増えたことによって、総枠としては奨学生がもらう額は変わらないということですね。それから第1子と第2子も数え方が変わったから、もともと向こうで第2子としてもらっていたら、芦屋市としては制限をかける。考え方として、兵庫県が増えた分は全体枠としては保持できるので、芦屋市としては、増えた分、こちらは減らしますという考え方でよろしいですか。

小 石 委 員) このことによって芦屋市で増えそうな人は何人ぐらいいるのですか。

管 理 課 長) 昨年度の方を対象に探すと誰も該当しませんでした。今後もしあったとしても1、2名程度と考えられます。

小 石 委 員) そうすると、芦屋の持ち出し分が減るということですか。

管 理 課 長) そうです。

教 育 長) これは他市も同様の扱いをしているのですか。

管 理 課 長) 本市が一番早い段階での申請時期で、他市に確認はしたのですが、県の説明会に行ってから検討しますということで、具体的なお話は聞いていないです。

しかし、金額についてはどの市も大体減額するというところで伺っております。しかし、減額すると、もしかしたら年額何百円という金額の支給しかないかもしれないので、そうなると、市の奨学金としては考えなければいけないというお話も聞いています。本市のような、支給額3万7,400円というのはまだ大きいほうで、芦屋市は独自でこれぐらいの水準、支給額が妥当ではないのかなというところで検討させていただきました。

管 理 部 長) 8ページの表がわかりやすいのですが、26年度から県の

この奨学金ができましたと。芦屋を除く他市は、26年度の段階からそれぞれの市の奨学金を減らしています。芦屋だけ6万円、そのまま据え置いたという状況です。だから、28年度が、県の支給額が増えたので、他市は既に26年度でそういう相殺をやっていますので多分下げてくるのではないかと思います。しかしそうすると、例えば尼崎市は年額6万円ですが、26年度に県が年額3万7,400円支給したので、尼崎はこのときで年額2万2,600円に下げて合計年額6万円を確保しています。今度、県が年額5万9,500円になったら、市は年額500円しか支給しないのかとだけかという話になり、そこが見えてこないです。

教 育 長) なるほど。わかりました。

確認として、高校生の奨学金が年額6万円というのは、それなりの金額だととらえていいわけですね。

6万円というのはそれなりの金額だから、県が増やしたら芦屋市の分は相殺して減らしていても奨学金の額としては問題ないと考えていいわけですね。

管 理 部 長) 9万7,000円というのは、第2子の12万円と比べて、この程度は確保する必要があるだろうという判断です。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第2号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) ここでお諮りいたします。

第3号議案「平成28年度芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」ですが、その提案内容に、教科用図書の採択に係る事務を行う個人名が掲載されており、公開で審議することにより、公正公平な選定作業が損なわれる恐れがあり、意思形成過程の情報と位置付くものであるので、非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

あわせて、審議の順番ですが、傍聴者は退席することになりますので、本定例会の後半に審議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めそのように決定いたします。

また、次の、第4号議案「平成29年度使用芦屋市義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針（案）について」ですが、さきの第3号議案の内容を踏まえたものとなっておりますので、第3号議案の審議後に審議したいと思いますが御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、日程第2の専決報告第7号までが終了した後、第3号議案を非公開で行い、最後に第4号議案を公開で行うことと決定いたします。

次に、第5号議案「芦屋市心身障害児適正就学指導委員会規

則の一部を改正する規則の制定について」ですが、これは次の第6号議案「平成28年度芦屋市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について」とも関連する内容ですので、一括で審議したいと思いますが御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、第5号議案と第6号議案を一括して審議します。

第5号議案と第6号議案の提案説明を求めます。

学校教育課主幹) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) まず最初に一部を改正する規則で改正して、今言われた6号議案の4ページができたということですね。

学校教育課主幹) はい、そうです。

教 育 長) 次に、委員を委嘱しますということですね。

学校教育課主幹) それが3ページのメンバーになります。

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員) 要するに5号議案は、従前は名前を「心身障害児適正就学指導委員会」だったのを「教育支援委員会」に変えるということですが、教育支援委員会という名前になったからといって、中身はやはり障がいを持つ子どもに対して支援をしていくということに変わりないわけですよ。改正後は「障害」という言葉が消えてしまっているの、物すごく広い感じがするので、教育支援とは何を対象にするのかなと思います。なぜ「障害」という言葉を消したのかということが気になります。これは先ほど御説明いただいたように、文科省からの通知で、「教育支援委員会（仮称）」となっているので、その「仮称」というま

まで来ているから、これでいいのかなと思うところがあります。この「仮称」については、平成25年から、議論は何かなされたのかどうかということをお聞きしたいです。

学校教育課主幹) 「障害」という言葉が消えたことにつきましては、最近ではグレーゾーンとかいう言い方もあるのですが、障がいの診断を受けていない子どもにつきましても、かなり増えてきて、そういう子どもに対する支援も、芦屋市の場合は名前が変わる前から行っている部分がありました。教室に入ってじっとすることが難しいという子どもに対しても相談を受けたり、支援をしたりする形を常にやっていました。これからはそういう子どもも、重点的に見ていこうとなりまして、「障害」という言葉は抜いていくという話で進めていこうと思います。

木村委員) そうであれば、「障がい等」など、少し枠を広げるというニュアンスだったらわかるのですが、教育支援ということになってしまいますと、タイトルだけを見たら障がいを持たれていない一般のお子さんも全てその対象になると、誤解が生じやすくなると思います。しかし、ふたをあけてみると、障がいを有する子どもがメインになっています。そこで「障害」という言葉が消えてしまったことに違和感があります。国が通知を出した段階で仮称となっていて、これがどういう議論でその後どう変わったかというのは、動きはないのですか。

学校教育課主幹) 阪神間の各市ですと、「教育支援委員会」という形で既に移行しているところがほとんどです。メインは障がいを持った子どもなのですが、ある意味は、障がいを持っていない子どもに対しても、相談があれば受けていますし、うちの子はどうな

んだらうという相談などもあります。以前でしたらこの就学指導委員の専門部の先生方が動いて調査や相談などに乗っている事例もあります。メインはそうですが、全く受け付けてないのかというと、今までも受け付けていました。そして、これからはそういうニーズも高まってくるのではないかと考えております。

教 育 長) 木村委員がおっしゃったのは、そういう説明もあるのですが、多くの市町村教育委員会に設置されている就学指導委員会については教育支援委員会といった名称ですね。

学校教育課主幹) はい。

教 育 長) 今まで就学指導委員会とは言っておらず、心身障害児適正就学指導委員会になっていたわけです。これを読むと、「芦屋市中心身障害児、適正」を入れるかどうかは別として、障がい児教育支援委員会とつけてしかるべきではないかなという思いも木村委員にあるのではないかなと思いました。

管 理 部 長) そこに「等」をつけて範囲を広げるという意味で。

教 育 長) 就学指導委員会と言っていなかったの。「芦屋市中心身障害児適正」というのを頭につけているでしょう。

浅 井 委 員) 確かに芦屋市教育支援委員会だと漠然としています。名称変更があり、以前の就学指導委員会のことだと、わかる方はわかるのですが、つながりにくいかなという気もしました。

また、現在はその後の支援については、指導委員会では助言を行ったりはされているのですか。

学校教育部長) 大きな流れとしましては、昨年度の適正就学指導委員会の場合ですと、任命するメンバーの方々に6月ぐらいに依頼しま

す。その後、指導委員は実際に現場には行きませんので、学校の先生方で構成される専門的な知識や経験を持っている専門部に委託を行います。そこで調査を行い、12月に適正就学指導委員会に報告されたことが12月の教育委員会に提案されます。そして、就学に関しては、この子どもは特別支援学級です、この子どもは普通学級です、この子どもは場合によっては芦屋の特別支援学校です、という判断を行います。

具体的な対応や支援は、実際動くのは専門部が中心になって行います。そこを通しての報告という形になっています。

浅井委員) 名称が変わったからには、その後をずっと追いかけて助言をしたり、一貫した支援ということにより力を入れていくということですね。

学校教育課主幹) はい、そうです。

浅井委員) 内容もおのずと違ってくるということですね。

学校教育課主幹) はい。例えばここで特別支援学級ですと言った子については、専門部の先生方がずっと、追跡調査的なことは行っており、資料として残っていきます。その分については、教育委員会に報告させていただきます。

小石委員) 趣旨はすごくよくわかります。先ほど名称のことについて言うと、確かにその漠然とという気持ちはわかります。この第2条を見ていると、「障がいをもつ児童等」となっているから、やっぱりそこが強調される。「等」の中にはもっと広い意味があり、特にそのように診断されていない子も含めて個性豊かな子に対して範囲を広げているんだろうと思います。その趣旨は、どこをターゲットにした教育支援かということは、わか

りやすくしたほうがいいかもしれませんね。

木村委員) 芦屋市心身障がい児等教育支援委員会規則としていたらしっくり来るのですが、そこが完全に抜けてしまっているのです。はっきりと第2条で「障がいを有する児童等」ということに限定してこれはやっている規則なんだということがもう明示されているわけですね。だから、なぜそこを削除したのかという説明がやはりできないので、残していただきたいですね。

学校教育部長) もともと、この心身障害児適正就学指導委員会という、この規則をつくったときの対象というのが、いわゆる従来の障がい子どもです。きちっと障がい名があって、特別支援学級に在籍したり特別支援学校に在籍したりという子どもを対象とするということを想定してこの規則ができていますね。ただ、平成19年度以降、特別支援教育という名称になって、そしてその対象の子どもの範囲が軽度の発達障がい子どもも含めて、そういう特別な支援が必要な子どもというところでの枠組みが広がったのです。そうすると、果たしてその「心身障がい児」という言葉をそのまま用いていくことがいいかどうかということも、中では論議をしております。

今回、国の通知も「心身障がい児」という言葉をあえて使いません。もっと広い意味で使っていこうということで教育支援委員会という具体例を出しております。

芦屋市としても、通知が出たときにすぐに変更していないのは、本当に教育支援委員会という名称でいいのかどうかは中では検討しておりましたし、そしてそれをすることによって、役割もどれだけ変わってくるのかも当然中で検討しております。

今の予定ですが、就学先の決定のことについては論議をします。論議をして、そして従来のおり、この教育委員会の中でもこの結果こうなったという報告は続けていきたいと思えます。ただ、それだけの機能ではないですよということで、その後の継続の指導、それからその後に、例えばどういう支援が必要なのか、加配等か、それか支援員等をつけていくのがいいのかとか、それから個別の支援計画をどういうふうに立てていけばいいのかとか、そういったアドバイスもしていきたいと思っております。

その内容については、この教育委員会の中で個別の事例として御報告させていただくことはちょっと難しいかとは思っておりますが、各市町も、やはり教育支援委員会という名前を変えたはいいけれども、今までとどれだけ、明確な機能の違いを出していけるかということについては試行錯誤しているところがございます。芦屋市の教育委員会としてもやはり同じような悩みを持ちながら、この第2条にあります、従来の障がいとはまた別の子どもたちもしっかりと見ていくということで、今までのような「心身障がい児」という言葉を使っていくのはふさわしくないのではないかとということで、国の提示している名称のままで行こうということで今回の提案をさせていただいているということがございます。

木村委員) 芦屋市は心身障害児就学指導委員会という名前をつけていたのですが、他市は、心身障がい児適正云々は省いて、単なる就学指導委員会ということでやってきたのですか。それで実際には中身は心身障がい児を見ているということですか。

学校教育部長) 特別支援教育がスタートした平成19年のときからその「心身障がい児」という言葉を使っていくのかどうかという論議は、他市でも検討がありまして、一部は違う名称でこの会議を運営していたという実績はあります。ただ、中身としてはそんなに機能的には変わりません。今回、国の通知を受けて、どの市も名前は教育支援委員会に変えていこうということで、実際に変えてスタートしているところはございます。

変えたけれども、先ほどの就学先以外のところでの教育支援として、その委員会がどれだけの機能を持たせられるかについては、どこも検討を加えている最中ということでございます。

浅井委員) 県立芦屋特別支援学校というふうに「特別支援」となると理解が進むのですが、教育支援となると、また違う支援ということで、それとも含まれるとお考えだということでしょうか。

特別支援という言葉と教育支援とはまた違うと思うのですが。

松本委員) 特別教育支援とならないのかなと思ったのですが。

木村委員) 教育支援だと、全体の子が受けるべきことだということになります。しかし、特別に支援をしてあげないといけない子どもを見てあげるということになると、特別支援と「特別」を入れるとずっとわかるんですね。だから非常に誤解を生む名称だと思いました。他市が教育支援という規則にしたので、右へ倣えというのもわからなくもないのですが、もともとあまり呼称が不適切ではないかと思うので、そこは右へ倣えよりも、考えたほうがいいのかという感じがします。

学校教育部長) 1条、2条の内容については特に問題はないが、1条、2条の内容を明確に、タイトルでわかっていこうと思ったとき

に、この名前でいいかという問題ですね。

木村委員) そういうことです。

小石委員) 趣旨はこれですごくいいと思います。それで、指導の上で「等」が入っていることはすごく大事なことです。

教育長) 今、教育委員から名称について少し変えてはどうかという御指摘があるわけですが、事務局としてはどうですか。

学校教育部長) 趣旨がこれで良いのであれば、名前もこれにきなさいというのが国の通知ではありません。ですから、その趣旨に合う名前を再度ということであれば、検討する余地は十分あるかと思っています。

小石委員) 10ページが一番最後の項目の2行目に、現在多く設置されている「就学指導委員会」という名前になっていますね。特に心身障がいなどもついてないです。そして、それを今度教育支援委員会といった名称にするのが適当であると書いてあるから、この前の部分を今まで入れていたわけですね。ですから、今回も前の部分から入れてはどうですかね。

ただ、広げるという意味では、さっきの「等」というのは非常に重要な意味があると思います。これを見たら基本的にはこういう就学指導委員会を教育支援委員会という名称にしたほうがいいという、そういう御提案があることはよくわかりました。しかし、あえて今まで、何で芦屋はその前にそういうのを入れていたかということですが、意味があったような気がします。

学校教育部長) ここの10ページの説明は、とり方として就学指導委員会というのは、今まで就学指導だけをメインにやってきたことを教育支援というところまで広げなさいということです。心身障

がい児は従来までの障がいの子どもを対象とした言葉であり、今はもうほとんど使われていない。いろいろな古い規則にはそういう言葉はまだ残っているところがありますが、特別支援教育が進んでいく中で、その言葉自体はもう用いられていない状況があります。ですから教育支援委員会の前に何かつけるかどうかについては、検討することは可能ではあると思っております。

木村委員) 名称だけの問題ですので、今すぐにここで性急に決めるわけにもいかないと思います。

学校教育部長) ただ、これの任期の開始が6月1日からなのです。つまり、前回の適正就学指導委員会の委員の任期が5月31日で終わり、6月1日から新しい委員会に切りかえてスタートしたいという事務局の思いもあります。

小石委員) この2条に書かれているような表現を使って障がいを有する児童等教育支援委員会という名前だったらどうですか。

管理部長) 入れるとしたらそういうことになるかと思いますが。この2条の障がいを有する児童等に全く該当しない方からの相談などには対応しないということになるのですか。

学校教育課主幹) いや、多分すると思います。昨年度も対象に調査……。

管理部長) そういう説明がさっきあったのかなと思いましたので、この2条で言う障がいを有する児童等の範囲をどう考えるかですね。

学校教育部長) 第1条で、「障がいを有する又は発達障がいのある幼児、児童及び生徒（以下「障がいを有する児童等」という。）と規定していますので。

管 理 部 長) ということは、障がいの有るか、発達に課題のある児童以外からの相談には対応しないのかが今の議論のポイントになりませんか。

学校教育部長) 基本的には、ここの第1条に該当する子ども以外は対応しないということになります。
だから発達に課題があるというのをどう見るかということはありません。

小 石 委 員) スクールカウンセラーの役割や、あるいは普通の先生が対応しないといけない課題があるわけでしょう。この場合、かなり専門的な領域に入りますよね。そうすると、専門の人たちにカバーしてもらう範囲というのは、ある程度はあると思います。でも個性豊かな子はたくさんいますから、それに柔軟に対応してもらうには「等」が入ることが必要だと思います。

木 村 委 員) その境界のところを余りぎりぎりにやっても、それは事例ごとにある程度柔軟にしないといけないことがあります。保護者がうちの子どもは、非常に問題があるのではないかという相談をされて、専門医に診てもらったら、専門医から特に問題はありませんよというケースもあるわけです。そのような限界事例を余りここで詰めても仕方がないとは思いますが、ただ、正確を期すというのであれば、それは先ほど言われたように、この条文で「障がい有る児童等」というのをきちんと定義づけられているのだから、一番正確なのは、それを冠につけるとのことだと考えます。つまり、「芦屋市障がい有る児童等教育支援委員会規則」というのが一番正確は正確だと思います。

学校教育部長) 今の提案で異論はございませんので、今、そういう形で提案いただいて承認いただけるのであれば、それに變更して、再度進めていければと思います。

教 育 長) 部長、それでよろしいか。

学校教育部長) 私はそれでいいです。

教 育 長) 事務局としてはどうですか。

学校教育部長) いいのですが、規則のタイトルにかかわるところですので、そのままの文章を入れていいのかどうかは、法制に最終確認をしないとイケません。

小 石 委 員) 趣旨だけは伝えたので、あとはお任せします。

学校教育部長) この趣旨を前に盛り込んで規則としてお認めいただければと思っております。

木 村 委 員) わかりました。

教 育 長) そうしましたら、今日の決定としては、内容については全く問題ないのだけれども、規則の名称ついて、若干修正が施される余地があるということで、承認ということよろしいでしょうか。

持ち回りという形で、どこかできれいに決定しておかなければいけません。6月1日までにしておかなければいけませんね。

管 理 部 長) そうですね。これは施行日は6月1日ですね。

教 育 長) ではこれについては6月1日までに教育委員会決定をしたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、名称については後日決定

とし、可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって第5号議案と第6号議案は可決されました。

〈第5号議案・第6号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、第7号議案「平成28年度芦屋市教育研究部会研究員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

打出教育文化センター所長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 最初に質問しておきますが、3ページに、英語部会（新設）小・中と書いてあります。しかし、英語部会のメンバーを見たら中学校からは誰も入っていないけれども、これは希望がなかったのか、それとも枠から外したということですか。

打出教育文化センター所長) これについては平成21年度から5年間続けて外国語活動部会というのを研究していたのですが、小学校の外国語活動に生かすために中学校の英語担当の先生方と一緒に研究を進めてまいりました。先ほども申しあげましたように、平成32年度に、英語科を全面実施という形で、まずは本年度は小学校の先生方を中心という形で考えております。枠では、対象は中学校も入れていますが、上の枠囲みの「推薦について」については英語部会には中学校の先生は必ず1名という形では設けておりません。考え方としては、まず小学校の英語科の授業をどうつくっていくかを初年度、2年度で研究し、それから完全実施を行ってからは小・中連携のカリキュラム構成という形で年次で考えてございます。

中学校の先生も入っていただきたかったのですが、結果とし

でゼロになったということでございます。

教 育 長) はい、わかりました。

説明が終わりました。質疑はございませんか。

小 石 委 員) この公園マップは、なかなかおもしろいなと思って見えます。

打出教育文化センター所長) これについてはまだできたところなのですが、ネットの中で、PDFで見られるようになっています。

小 石 委 員) 何か授業に活用しようと思うときには、そこからとってということは簡単にできるようになっているのですか。

打出教育文化センター所長) はい。

浅 井 委 員) この公園マップですが、幼稚園の子どもたちにも配られるということですが、ちょっと難しい漢字も出てきますので、できれば振り仮名を加えてもらえたらより一層、みんなにわかりやすく活用してもらえるかなと思いました。

打出教育文化センター所長) はい、ありがとうございます。

浅 井 委 員) この研究部会には動員といいますか、推薦で来られる先生方が多いと思うのですが、自主的に参加される方はもちろん大勢いらっしゃるのでしょうか。

打出教育文化センター所長) 基本的には自分から手を挙げてという形でございます。限定、必ず各校1名とかいう場合で手が挙がらない場合は、管理職から声をかけていただいて来てもらっている場合もございます。

浅 井 委 員) はい、わかりました。

教 育 長) 英語が必修になりますから、最大の課題として重点的に取り組んでいていただきたい。

また、セミナー等の中において、ALTの先生の活用とか、
いろいろな面で工夫してほしいなと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること
に御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第7号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、第 8 号 議 案 「 平 成 2 8 年 度 芦 屋 市 青 少 年 育 成 愛 護 委 員
の 委 嘱 に つ い て 」 を 議 題 と し ま す。提 案 説 明 を 求 め ま す。

青少年愛護センター所長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説 明 が 終 わ り ま し た。質 疑 は ご ざ い ま せ ん か。

これは長い方で何年ぐらいしていただいていますか。

青少年愛護センター所長) 40年間されておられます。

教 育 長) 表 彰 制 度 が あ り ま し た か。

青少年愛護センター所長) はい、表彰もします。

市の表彰と県の表彰があります。

浅 井 委 員) 5 ページの第2章ですが、「愛護委員は、市内学校のP.
T.A等が選出し」となっているのですが、PTA等というの
は、PTA以外ですとどういうことになるのでしょうか。

青少年愛護センター所長) PTAという学校と、浜風小学校の場合、ゆうの会と言っ
ていますし、3中学校につきましては育友会と言っています。
名称が異なりますが、形的にはPTAなので、そういう形でと
らせていただきます。

浅井委員) わかりました、そういう意味ですね。

それで、大多数が女性ということ。

青少年愛護センター所長) そうですね、1名だけ男性がおられます。

浅井委員) それはやはりPTAのOBの方でいらっしゃるわけですか。

青少年愛護センター所長) そうですね。ですから愛護協会のほうに入られています。

浅井委員) 男性がこういった活動に携わる場合には、どのような組織がありますか。

青少年愛護センター所長) やはり1つは、全員に対して保険もかけるのですが、夜パトはなかなか女性ばかりでは難しい面もあります。けがをしないように、とにかく無理をしないということで声かけ、見守りにしてほしいという話はしています。ただ、非常に正義感の強いお母さん方の場合はついついそれ以上に言ってしまうこともあります。極力それは控えてほしいという話はしていますが、男性だったらそこはもう1つ踏み込んでということもできるかなと思います。ですから夜パトをしている班もあれば、地域のクリーン活動をされている班もあるし、それから公園等、見守りをさせていただいている班もあるし、それぞれ8つの小学校を中心とした班で構成しているのですが、それぞれが思い思いに活動をされていまして、今、浅井委員の意見をお聞きしていると男性がもう少し増えてほしいなと逆に思うような次第です。

浅井委員) そんな感じがしました。女性ならではのカラーがあって、そういうふうに組織立って動いてらっしゃって、お母さん方とおっしゃいましたが、そういうイメージですね。そして、だんだんおばあちゃまになっていかれるということだと思のですが、見守り隊とか、各地域にも、それは愛護とは違うかもしれ

ませんが、また男性ならではの働きもあるかなと思いますので。

青少年愛護センター所長) 実際宮川小学校の校区では、メンズクラブとってお年寄りの方の見守り隊もあったりして、愛護のほうはお母さん方を中心としての話になっていますが、意外と各地域で、いろいろと探してみたら自治会とか地域で活躍されているところもあります。

浅井委員) はい、わかりました。

小石委員) 5ページの第2条、「P. T. A」ということで、ここだけ点が入っているのは、何かあるのですか。

管理部長) そうですね、少し気になりました。

青少年愛護センター所長) はい、わかりました。

小石委員) 入れるならAのところも点を入れないといけないですね。普通はもう入れないですね。

教育長) そこは修正してください。

青少年愛護センター所長) はい。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第8号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 続いて日程第2、専決報告第3号「芦屋市社会教育委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

芦屋市 P T A 協議会から推薦された委員さんは、P T A を卒業されということですか。

生涯学習課長) そういうことではないのですが、会に引き続きまた同じ方でお願いするということでもよろしいでしょうかとお問い合わせしたときに、代わるということでお返事いただきました。

教 育 長) P T A の中で役割が変わったということですね。

生涯学習課長) 学校から関係なくなったりとかそういうことではないのですが、役員が交代されるので、変わられるというお返事をいただきましたので、それでしたらということ。

木 村 委 員) 要は社会教育委員を続けるのはもうしんどいからやめたいとか、そういう話ではないのですか。

生涯学習課長) 会の中で決められているようでして、この役員になっている人がするみたいなことでされているようなので、それが代わられるようです。

木 村 委 員) はい、わかりました。

何があったのかなと、少し気になりました。

教 育 長) 中の役割が変わって充て職みたいな形で行っている場合だったら、それはそうかなと思います。

松 本 委 員) 芦 P 協が学校の輪番制なので、毎年全員交代します。

教 育 長) そこでの関係ですね。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第3号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、専決報告第4号「芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

松 本 委 員) 昨年度はキッズスクエアのこともこの運営委員会で話し合っておられると聞いたのですが、また今年度は別にこういうキッズスクエアの運営委員会を立ち上げられるのでしょうか。

青少年育成課長) 議案とは直接関係ございませんが、キッズスクエアにつきましても放課後子ども教室ということで、補助金の関係で、附属機関的な委員会が必要ということになっておりますので、この放課後子どもプラン運営委員会をもってそれにかえさせていたいただいているところです。

キッズスクエアは、今年で8校のうち6校で開始することになるのですが、8校揃った時点でその補助金に対応する委員会を現行のこの運営委員会で行うのか、別に新たに設置するのかということ、もう1度検討し直して委員構成も含めてどうするか検討したいと考えております。今現在としては、新たにキッズスクエアの委員会をつくるのではなくて、8校揃うまではこの委員会で補助金の関係等のことにも対応していきたいと考えております。

もちろんキッズスクエアについては、各校ごとに、地域の方

をはじめとした運営会議というのは設置しておりますので、その運営会議でもって地域の御意見等は十分お聞きできる形にはなっていると考えております。

松本委員) それぞれの学校で意見交換みたいなものができたらよりよいキッズスクエアになるのかなと思い、そういう場があるのかなと思いました。

青少年育成課長) そういう関係も少しありまして、PTAの方については各小学校の代表の方に出させていただいて、まだ会議の名称がきちつと決まっているわけではないですが、全体の意見交換の会議は必要に応じてさせていただいております。昨年度も2回程度させていただいたところです。

松本委員) はい、ありがとうございます。

教育長) 松本委員の御指摘は、各学校がキッズスクエアをやっている中でうまくいっている点とか、しんどい点とかいろんな点があるときに、その責になっておられる方が集まって、情報交換をする場があって、また、これから新たに始める学校だったらオブザーバー的にコミスクの会長さんなりが入ってもらっていたら、いろいろな意味で前向きに考えていただけるから、そういう個々の運営委員会とまでは言わなくても連絡協議会的なものがあればいいかなという御指摘かをとらえておりますので、その辺りまた検討してください。

教育長) 他に質疑はございませんか。

委員会は幾らあってもいいし、中身が機能するように、担当課にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第4号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、専決報告第5号「国指定史跡会下山遺跡整備・活用検討委員会委員の任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小 石 委 員) 別にこの人事に関しては問題ないのですが、とりわけ活用というところがすごく気になったのですが、例えばどんなことを具体的にされて、これまで活用についてこういうことがあったというのがもしもおありでしたら、ちょっと教えていただけるとありがたいです。

生涯学習課長) この委員会を設置しましたのが、本来は会下山が国指定史跡ですので、整備委員会というか、正式にそういうものを立ち上げて整備をしていかないといけないのですが、今まで何回かお話の中で出たことがあるかと思いますが、あそこは所有や管理が国でして、国交省とか文科省とか、国がすごくかかわっていて、また、砂防地区でもあります。芦屋市は、ただ芦屋の市域にあるというだけで、管理責任者でもない所有者でもないという微妙な立場でして、今の条件ではあそこの活用、整備については国庫補助が一切出ないという状況になっておりまして、なかなか大々的な整備は難しい状況にあります。

だからといって何もしないということではいけませんので、その正式な整備委員会を立ち上げますと、国や県の職員も含めて専門家の委員会になりまして、そうすると、それを立ち上げた時点ではなかなか市民の方の意向をそこに入れるのが難しいということになりますので、まず市としてどういうふうにしたいかというのを考える視点において、市民の方々がどんなふうここに整備したり活用したりするのを一番望んでおられるかをお聞きし、市として活用したいというのが、この委員会を立ち上げた目的でございます。

今のところ年2回会議をしているのですが、まず最初にそういうことを説明して、どんなふうにしていったらいいかそれぞれの方の御意見をいただいて、実際に場所にも行って見て、例えば会下山があるけれども、十分知られていない理由としてわかりにくいのではないかとか、ここにこういう掲示をしたらいけないのではないかとか、アクセス道についても、ここは危ないのではないかとか、ここを早く直さないといけないのではないかとか、本当に身近なところから御意見をいただいています。今年は記念の年になりますのでシンポジウムを考えておりますが、そういうときもどういう形でPRしたらもっと皆さんに知っていただけるかとか、どういう形のシンポジウムにしたらいいかということもお話の中で御意見をいただいています。

小石委員) ありがとうございます。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認すること

に御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第5号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、専決報告第6号「平成28年度芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅井委員) 2番の芦屋警察署生活安全課、高橋氏ということですが、以前は芦屋警察の署長がこの任についておられたのですか。

青少年愛護センター所長) そうですね。署長よりも、課長に出ていただいたほうが実務的に合っているだろうということで、申しわけないですが、署長を課長にかえさせていただきました。

浅井委員) では今、その生活安全課の課長にということですね。

青少年愛護センター所長) そうですね。そのようになっています。

浅井委員) はい、わかりました。

教 育 長) 充て職が人事で変わったということですね。

青少年愛護センター所長) はい。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第6号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、専決報告第7号「平成28年度芦屋市青少年問題協議
会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を
求めます。

青少年愛護センター所長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

これも前と同様ですね。

青少年愛護センター所長) はい。

教 育 長) 十分に機能するようによろしくお願ひしたいと思います。

青少年愛護センター所長) はい、ありがとうございます。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認すること
に御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第7号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) ただいまから非公開で審議いたしますので、傍聴者は退席願
います。

〈非公開審議〉

教 育 長) 第3号議案「平成28年度芦屋市義務教育諸学校教科用図書
選定委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提
案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

これは当然のことですが、お願いした方々も、自分が委員であるということは完全に守秘義務の中で活動していただいているということによろしいですね。

学校教育課長) はい。

教 育 長) 昨今、教科書について非常に疑義があつたりしますので、本当に疑わしいことは絶対に謹んでいただきたいと思います。

これは従来どおりの選定ですね。

学校教育課長) はい。昨年度指定いただいた方が学識経験、それから市職員。あとの方につきましては、同じような内容でお願いしておりますが、従来どおりということになります。

教 育 長) 教科書の做いとしては、専門の方に、研究員というか、見ていただいて、それからセレクトしたものを選定委員会でもんでいただいて、そして教育委員会に上がってくるということですね。

学校教育課長) はい。

松 本 委 員) 以前、P T Aからの推薦のほうで、そういう引き継ぎがうまくできていなくて、ほかの委員と同じようにこの委員になつたみたいな話を外でされることがあったので、直接委員の方に毎年お伝えするようにしたほうがいいと思います。

教 育 長) 推薦してくださいとお願いして、推薦してもらって、挙げているのですか、そこはどうしているのですか。

学校教育課長) P T A協議会の方につきましては、事務局に推薦をお願いしております。

松 本 委 員) 事務局の方も代わったりされるので、余り認識がなかったりという場合もありますので。

学校教育課長) はい。

教 育 長) 何も知らなかったら迷惑がかかりますので。

松 本 委 員) そうなんです。何も知らずに今回こんな委員になったみたいなことで。

教 育 長) そうなってしまうので、推薦を挙げていただいた方も全て、伏せてくださいということを十分に伝えてください。

学校教育課長) 事務局の方にもその旨、きちんとお伝えします。

教 育 長) 委員であることが知られてしまうと、委員を変わっていただかないといけないということになります。

学校教育部長) 8月31日までは伏せるということ。

教 育 長) そうです。決まるまでは。

学校教育部長) そうです、はい。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第3号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長) 第4号議案「平成29年度使用芦屋市義務教育諸学校教科用図書採択に関する基本方針（案）について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長)

〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長)

説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅 井 委 員)

専門委員会のメンバーはもう決まってらっしゃるのですか。

学校教育課長)

専門委員会はこれから決めてまいります。

教 育 長)

確認ですが、小学校は26年度に採択したということは、その教科書は27年から使っているということですね。

学校教育課長)

はい。4年間、その教科書を使っていくことになります。

教 育 長)

小学校は平成30年度が採択替えの年ですね。中学校は1年おくれに採択替えのするわけですね。ですから小学校、中学校に関しては、もう調査研究専門委員会は要らないということですか。

学校教育課長)

教科に関しては要らないということで、今回につきましては一般図書のみということになります。

教 育 長)

そうですね。特別支援学校、学級用の採択を行うということですね。その調査研究委員会の委員を委嘱するということですね。これは毎年ですね。

学校教育課長)

はい。

浅 井 委 員)

選定委員会の委員の委嘱が決まってから専門委員会が立ち上がるということですね。

学校教育課長)

はい、そうです。

教 育 長)

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第4号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 閉会宣言